

## 記載例

※誓約書の有無については、担当者に確認の上、提出が必要な際は入札説明時に持参して下さい。

宛名は担当者に確認して下さい。

分任支出負担行為担当官  
中部管区警察局〇〇県情報通信部長 殿

表面が「誓約書」、裏面が「別紙特約条項」となるように作成して下さい。

## 秘密の保全に関する誓約書

貴部における「 」に係る入札参加にあたり、位置情報、秘に属する仕様書、図面、入札参加業者及びその他関係資料について、別紙「秘密の保全に関する特約条項」を厳守するとともに、秘密が漏洩、窃取されないように万全を期すこと並びに当社従業員及び工事（作業）従事者の故意又は過失により秘密漏洩した場合についての一切の責任を負うことを誓約します。

作成日を記載して下さい。

令和 年 月 日

**住所、担当者名（フルネーム）連絡先を記載願います。代表者と住所、連絡先が同じ場合は「住所、連絡先代表者に同じ」等の記載をお願いします。**

会社名 〇〇株式会社  
住 所 愛知県名古屋市中区〇-〇  
代表者 代表取締役 名古屋太郎  
連絡先 052-123-〇〇〇〇

住 所 愛知県名古屋市中区〇-〇  
担 当 名古屋 次郎  
連絡先 052-123-〇〇〇〇

分任支出負担行為担当官

\_\_\_\_\_  
殿

## 秘密の保全に関する誓約書

貴部における「\_\_\_\_\_」に係る入札参加にあたり、位置情報、秘に属する仕様書、図面、入札参加業者及びその他関係資料について、別紙「秘密の保全に関する特約条項」を厳守するとともに、秘密が漏洩、窃取されないように万全を期すこと並びに当社従業員及び工事（作業）従事者の故意又は過失により秘密漏洩した場合についての一切の責任を負うことを誓約します。

年 月 日

会社名

住 所

代表者

連絡先

住 所

担 当

連絡先

## 秘密の保全に関する特約条項

(一般義務)

第1条 入札参加業者(以下「乙」という。)は、本業務に係る秘密の保全に関しては、この特約条項に定めるところにより、秘密保全に万全を期さなければならない。

2 乙は、乙の従業員の故意又は過失により警察の秘密が漏洩したときであっても、管理者としての責任を免れることはできない。

(下請負の禁止)

第2条 乙は、本業務を他の業者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負させるときは、その下請負先、契約内容、秘密保全の手段等を記した書面を添え、発注者(以下「甲」という。)の許可を受けるものとする。

2 前条の規定は、乙の下請負者について準用する。

(交付)

第3条 甲は、秘密に属する仕様書、図面、現場説明書等又は 物件を乙に交付するときは、秘密であることを明記するものとする。

(特定資料)

第4条 乙は、主たる契約の仕様書、図面、現場説明書等のうち、秘密の指定のある仕様書、図面、現場説明書等(電磁的記録を含む。以下「特定資料」という。)を本業務に関係のない者に供覧し、又は漏洩してはならない。

2 作業工程に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定資料を供覧し、又は漏洩してはならない。

(特定物件)

第5条 乙は、秘密区分の指定のある物件(以下「特定物件」という。)について、その保管中取扱いの慎重を期し、作業工程に関係のない者に供覧してはならない。

2 作業工程に関係ある者に対しても、作業に必要な限度を超えて特定物件を供覧してはならない。

(特定資料並びに特定物件の複製及び写真撮影)

第6条 乙は、主たる契約に定められている場合を除き、特定資料を複製し又は特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影をしようとするときは、あらかじめ甲の許可を受けるものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したとき、又は前条の規定により特定物件の見取図、試験成績表等の製作若しくは写真撮影したときは、速やかにその旨を甲に書面により報告するものとする。

(標記の表示)

第8条 乙は、特定資料若しくは特定物件を複製又は製作したときは、甲の指示により、これらに秘密の表示、管理番号等の標記を表示するものとする。

(立入禁止)

第9条 乙は、作業工程に関係のない者を、みだりに作業現場、倉庫等の施設に立ち入らせ、又はこれらの付近をうろつかせてはならない。

2 作業工程に関係のある者に対しても、作業に必要な限度を超えて前項の施設に立ち入らせてはならない。

(特定資料の返納等)

第10条 乙は、特定資料及び特定物件を契約終了後、直ちに甲に返納し、提出し、又は廃棄しなければならない。

2 前項において、甲から承認を受けた場合は、契約終了後の保管期間を延長できるものとし、この間は本特約条項が適用されるものとする。

(検査)

第11条 甲又は甲の代理人は、必要があると認めたときは、秘密の保全の状況を検査し、又は必要な指示を乙に与えることができる。

2 前項の規定は、乙の下請負者について準用する。

(事故発生時の措置)

第12条 乙は、秘密の漏洩、特定資料若しくは特定物件の紛失又は破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはその恐れがあるときは、適切な措置をとるとともにその詳細を、速やかに甲に報告しなければならない。